

寒川町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
～略～	～略～
(特別休暇)	(特別休暇)
第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。	第14条 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 会計年度任用職員 <u>(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者と1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)</u> が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。 <u> </u> 次項第5号、 <u>第6号及び第8号</u> において同じ。）につき5日（当該通院等が体外受精その他の町長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5（町長が定める不妊治療を受ける場合にあっては、10）を乗じて得た数の時間）の範囲内の期間	(6) 会計年度任用職員_____
(7)～(11) (略)	(7)～(11) (略)
(12) 会計年度任用職員 <u>(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者と1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)</u> の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者	(12) 会計年度任用職員_____ _____ _____ _____ _____ _____ <u> </u> の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に

を含む。)が出産する場合で、会計年度任用職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に3を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間

- (13) 会計年度任用職員 (1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。)の妻が出産する場合であってその出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子及び条例第8条の2第1項において子に含まれるとされる者を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間

(加える)

ある者を含む。)が出産する場合で、会計年度任用職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 出産の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における3日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に3を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間

- (13) 会計年度任用職員 _____

____の妻が出産する場合であってその出産予定日の7週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子及び条例第8条の2第1項において子に含まれるとされる者を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5を乗じて得た数の時間)の範囲内の期間

- (14) 会計年度任用職員 (6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))に限る。)が負傷又は疾

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 小学校就学の始期に達するまでの
_____子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話を行う

_____ことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度につき5日（その療養する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5（その療養する小学校就学の始期に達するまでの

病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一の年度において別表第5の1週間の勤務日の日数の区分に応じ同表の日数欄に掲げる日数の範囲内の期間

2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、会計年度任用職員に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。）が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なその子の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度につき5日（その療養する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務日1日当たりの平均勤務時間に5（その療養する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ

<u>子</u>が2人以上の場合にあっては、 10) を乗じて得た数の時間) の範囲 内の期間 (6)・(7) (略) (8) <u>会計年度任用職員(6月以上の任 期が定められている者又は6月以上継 続勤務している者(週以外の期間に よって勤務日が定められている者で1 年間の勤務日が47日以下であるもの を除く。))に限る。))が負傷又は疾 病のため療養する必要がある、その 勤務しないことがやむを得ないと認 められる場合(第2号、第4号及び前 号に掲げる場合を除く。))一の年 度において別表第5の1週間の勤務日 の日数の区分に応じ同表の日数欄に 掲げる日数の範囲内の期間</u> 3～5 (略) ～略～	<u>る</u>子が2人以上の場合にあっては、 10) を乗じて得た数の時間) の範囲 内の期間 (6)・(7) (略) (削る) 3～5 (略) ～略～ <u>附 則</u> <u>この規則は、令和7年4月1日から施行す る。</u>
--	--